

京都市まち美化事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第173号

### 京都市まち美化事務所規則の一部を改正する規則

京都市まち美化事務所規則の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第2条の前の見出しを削り、同条第1項中「北まち美化事務所、上京まち美化事務

「副所長  
所」を削り、「副所長」を に改め、同条第3項中「事務所に」の右  
環境拠点係長」

に「所長補佐、」を加え、同条を第3条とする。

第1条の次に次の見出し及び1条を加える。

(職員)

第2条 北部まち美化事務所、左京まち美化事務所、山科まち美化事務所、南まち美化事務所、右京まち美化事務所、西京まち美化事務所及び伏見まち美化事務所に次の職員を置く。

所長

管理係長

業務係長

環境拠点係長（北部まち美化事務所を除く。）

北環境拠点係長（北部まち美化事務所に限る。）

上京環境拠点係長（北部まち美化事務所に限る。）

その他の職員 若干人

2 前項に規定する事務所に次長、所長補佐、担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。

第4条第2項中「第2条第2項」を「前条第2項」に改め、同条第3項中「前条第

2項」を「第2条第2項及び前条第3項」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する事務所において、所長補佐が2人置かれている場合又は所長補佐及び副所長が置かれている場合にあっては、所長補佐及び副所長は、所長が定める事務について所長を補佐する。

第5条第1項を削り、同条第2項中「第3条第1項」を「第2条第1項」に改め、同項を同条第1項とし、同条に次の2項を加える。

2 第3条第1項に規定する事務所にあっては、所長に事故があるときは、所長補佐又は副所長がその職務を代理する。ただし、所長補佐が2人置かれている場合又は所長補佐及び副所長が置かれている場合にあっては、主管事務につき、所長補佐又は副所長がその職務を代理する。

3 前項に規定する所長補佐又は副所長に事故があるときは、主管事務につき、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第6条第4号中「北、上京、」を削る。

別表北まち美化事務所の項中「北まち美化事務所」を「北部まち美化事務所」に、

「  
北 区」を「  
北区及び上京区」に改め、同表上京まち美化事務所の項を削  
る。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)